平成２９年（フ）第８号
京都府京丹後市久美浜町湊宮1699番地の１
債務者　中川　知之
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第９号
京都府京丹後市峰山町新町1405番地
債務者　矢谷　雅人
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第２７５号
福岡県太宰府市朱雀２丁目24番10号　ステイタス館太宰府Ⅱ202号
債務者　松尾賢太郎
１　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９３号
福岡市博多区吉塚４丁目６番18―306号
債務者　海田　敏幸
１　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵468番地３　三愛シティライフ箱崎13　306号
債務者　明石　佳代
１　決定年月日時　平成29年３月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２号
岩手県陸前高田市矢作町字信内56番地
債務者　菊池　　智
１　決定年月日時　平成29年４月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第２５号
秋田県湯沢市成沢字内森合山33番地７
債務者　最上　幸子
１　決定年月日時　平成29年４月３日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３２３号
さいたま市北区東大成町１丁目493番地
債務者　長谷川　剛
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
埼玉県川越市大塚１丁目13番地17　（ドミール大塚Ａ―102号室）
債務者　橋本真有美（旧姓永薗）
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０３号
埼玉県入間市大字新久455番地８
債務者　三浦　貴明
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３９号
埼玉県川越市新宿町２丁目19番地５（アミティ鵜頭坂303号室）
債務者　高山　利治
１　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４９号
埼玉県比企郡鳩山町大字小用1211番地１　アルメゾン鳩山小用203号室、前住所埼玉県入間郡毛呂山町前久保南１丁目24番地７
債務者　篠田　　良
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２８号
埼玉県川越市中台元町１丁目13番地４（レオパレス慧203号室）
債務者　木村　拓哉
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７６号
静岡県田方郡函南町間宮57番地の２　ホワイトウェルＢ101
債務者　青木　聖臣（旧姓泉谷）
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
静岡県御殿場市中山740番地の１　メゾン富士岡205
債務者　松井　美恵（旧姓古座）
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８７号
静岡県駿東郡清水町久米田138番地　マンションツエルム401号室
債務者　鈴木　裕貴
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
秋田県湯沢市元清水１丁目３番21号　コーポタカハシＡ号室
債務者　猪股　順也
１　決定年月日時　平成29年４月４日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所横手支部